

貸借対照表

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,414,914</b>	<b>流動負債</b>	<b>324,082</b>
現金・預金	765,308	預り金	16,556
前払費用	1,955	未払費用	160,521
未収入金	41	未払消費税等	38,043
未収委託者報酬	520,892	未払法人税等	83,568
未収収益	2,624	賞与引当金	25,393
繰延税金資産	124,092		
		<b>固定負債</b>	<b>2,072</b>
<b>固定資産</b>	<b>7,516</b>	繰延税金負債	2,072
前払年金費用	6,716		
投資その他の資産	800	<b>負債合計</b>	<b>326,155</b>
長期差入保証金	800	(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>1,096,275</b>
		資本金	200,000
		資本剰余金	200,000
		資本準備金	200,000
		利益剰余金	696,275
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	696,275
		<b>純資産合計</b>	<b>1,096,275</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,422,430</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,422,430</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【注記表】

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 引当金の計上基準

##### ・ 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ・ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金及び退職一時金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、確定給付企業年金制度の退職給付債務は、簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法)により当事業年度末における見込額を計上しております。

#### (2) その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

未払費用 44,903 千円

### 3. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位 千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	7,836
未払費用	3,676
未払事業税	6,301
繰越欠損金	<u>144,274</u>
繰延税金資産小計	162,089
評価性引当額	<u>△37,997</u>
繰延税金資産合計	<u>124,092</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	<u>2,072</u>
繰延税金負債合計	<u>2,072</u>

#### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳は、次の通りです。

(単位 %)

法定実効税率	33.0
(調整)	
税務上の繰越欠損金の利用	△20.9
評価性引当額の増減	△9.2
法人税率の変更等による影響	0.8
役員給与損金不算入	0.1
その他	<u>△0.7</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>3.1</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度の 32.26%から平成 29 年 1 月 1 日及び平成 30 年 1 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.86%に、平成 31 年 1 月 1 日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については 30.62%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額が 5,629 千円、繰延税金負債の金額が 110 千円減少し、法人税等調整額が 5,519 千円増加しております。

4. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言、代理業を行っており、資金計画に照らして必要な資金(主に親会社からの資本増額及びグループ銀行からの借入れ)を調達しております。自己資金によるトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託契約に基づき信託財産から当社に対して支払われる委託者報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、未収委託者報酬について、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 12 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	765,308	765,308	—
未収委託者報酬	520,892	520,892	—
資産計	1,286,200	1,286,200	—
未払費用	160,521	160,521	—
負債計	160,521	160,521	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬並びに未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
現金・預金	765,308
未収委託者報酬	520,892

## 5. 関連当事者との取引に関する注記

### (1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (パークレイズ銀行)	被所有 間接 100%	当社投資信託 の運用委託	投資信託の運用に係る運用再委託者報酬の支払(注2)	84,357	未払費用 (注1)	44,903

### (2)子会社及び関連会社等ならびに兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	パークレイズ証券株式会社	-	当社投資信託の募集及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等及び内部管理部門の兼職	投資信託に係る事務代行手数料等の支払(注4)	167,983	未払費用 (注3)	52,410
				シェアードサービス等費用の振替(注5)	14,678	未払費用 (注3)	14,273
親会社の子会社	パークレイズ・サービセズ・ジャパン・リミテッド	-	資産の賃貸借等	支払家賃等(注6)	31,992	未払費用 (注3)	10,815

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 期末残高には消費税等は含まれておりません。

(注2) 投資信託の運用に係る運用再委託報酬については、一般的な運用再委託報酬率や商品性等を勘案し決定しております。

(注3) 期末残高には消費税等が含まれております。

(注4) 投資信託に係る事務代行手数料等については商品性等を勘案し決定しております。

(注5) シェアードサービスの(使用)負担に応じて決定しております。

(注6) 支払家賃等は、使用負担に応じて決定しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 70,590円79銭

1株当たり当期純利益金額 44,795円99銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他に関する注記

該当事項はありません。